



役場 行 所 会 社  
村 役 所  
東 村 副 株  
海 東 印 式  
北 洋 印 限

### 有放電話開局を前にして

村長 小泉 充

「モン、モン、〇〇さんですか。」  
「ハイそうです。」  
「私は△△ですが今晩是非御相談したいことがありますので七時頃お邪魔致したいと思っております。今晩七時ですか、宜敷うございませう。お待ちしておりますからお出下さい。」  
「それで宜敷くお願い致します。」  
「モン、モン大川君、僕小山です。今日の宿題仲々難しく解らないが、君解ったかい。」  
「いや僕も解らなくて困っているんだ。どうい問題も海原君が得意だから海原君に聞いてみようや。」  
「よし、そうしよう。それでは僕の方から海原君に電話して解たら君の方に連絡するよ。」  
「頼むよ。待っているからね。僕の家電話番号は(二三四)の〇六だよ。」  
「承知した。では又あとで。」  
「モン、モン海原さんですか。」  
「ハイそうです。」  
「僕、広君の同級生の小山谷雄ですが広君おられますか。」

「ハイ居りますよ。ちょっと待って下さいね。」  
「モン、モン広です。」  
「あー広君、谷雄だよ。今日の宿題、君解ったかい。どうも難しく解らなくて大川君に電話したら、大川君も解らなくて困っているんだ。君なら得意の算目だから解るだろうというので電話してみただが、君解ったら教えてもらいたいんだ。」  
「ウン解ったよ。今ノートを持ってくるから君の方もノートしてくれよ。」  
「〇〇部落の方に申し上げます。明日午前八時より部落公民館に於きまして稲作防除の相談を致します。その定刻までにお集り下さるよう、ご案内申し上げます。雅巻普及所より指導員の方も見えませますので、近所の方にもお知らせ下さるようお願い申し上げます。雅巻の電話放送をもち、連絡にかかせせて頂きますので、この旨ご諒察下さるよう、お願い致します。連絡事項を終ります。……………」  
「流動する経済、文化の向上、農業振興、等に資するため、その一環として通信施設のはたす役割は非常に大きなものがあります。本村に於てもこの通信網の拡充が叫ばれてから久しい年月が流れております。昔ながらの役所機構のセクト主義が一つの原因であることも否めない事実であります。ここまでは何々局の擴張だ、ここは区域外だというように一般電話を設置したくとも、仲々思うように行かない。また設置しようとしても前述の如き要因で多額の費用を投じなければ設置することが困難である。また、行政区域にはおかないしに何時頃決られたかは知るよしもないが本村に於ては三つの局がそれぞれ区域を分割している状態です。同じ海東村でありながら巻局、白根局、海東局に三分され、緊急の場合などは、電話に依らず、バイクで走った方が早いと言われてきた。何んとかこのような不便を解消出来ないか、という意見は前々から村民の声としてあったのでありますが全村を一局とした通信網の整備は不可能でありました。たまたま電々公社に於ても農村の電話加入に関する要望を満たすため農村集団自動電話の制度をつくらしたのであります。ために各地から是非農集電話を設置したい、との声が上り、村に於てこれがとりまとめの依頼がなされたのでありますが、結果に於ては全村の希望を満す訳にはいかないのであることが出ております。然し電話設置の希望は日ごと増し、交通機関に於ては村内に一つのステーションもなく、道路、また完備された道路一本もなく、

まったくこれら諸条件の谷間であるわけでありませう。産業の振興、発展を図る前提として交通、通信の整備が不可欠であることは申すまでもありません。当時新聞紙上などで各市町村で有線放送電話の設置が大々的に報道されておったことでもあり、片一方では農村集団電話(電々公社)が設置され、また一方では農村有線放送電話が設置されていく。この両者の比較対象をして研究すべきであると思ひ両農協と協議して有線放送電話の調査を致したのであります。私自身、有線放送電話と言えは黒増村などでやっているような電柱といえは細丸太で、電話線といえは探線、各戸についている電話器が全加入者にきこえている。自分話しが相手だけでなく、盗聴される等。なんだ有線放送電話か、という先入概念しかなかったものでありますが、百聞は一見に如かず、と思ひ先進地の視察を致したのであります。勿論一般電話に比べて短所もありますが、また長所もあり皆さんの意向をお尋ねすべきであると思ひ農協が主体となつた有線放送自動電話加入を呼びかけたわけでありませう。その間、村理事者、農協、村議会代表を含めた有放設置委員会を設置して村ぐるみの推進を今日までやってまいつたわけでありませう。工事はず定より若干遅れておりますが七月十日頃から試験通話が開始致します。そして七月一杯を準備に重点をおき八月一日から完備した姿で開局致す予定でございます。

電々公社との接続は村内電話が開通となりこの施設一切が電々公社の検査を受け合格後に接続になる予定ですので市外通話は八月以降数ヶ月を要すると思ひますので、その間のご辛抱をお願い致します。猶七月十日頃から村内の電話、及び放送は使用出来ると申上げましたが、七月中は使用いただいても料金は敷かないこと致しましたので申添えます。

- ① 緊急時における全村放送(例・火災、水害、台風など)
  - ② 農事放送
  - ③ 部落別告知放送
  - ④ 役場たより、農協たより
  - ⑤ コミュニカル放送
  - ⑥ その他
- やがてこの放送関係に於きましても運営審議会のようなものが設置されると思ひますが、日ならずして前文のような姿が各所に見受けられることと思ひます。建設に際し御協力を賜りました皆様様に厚く御礼申し上げます。

人事往来  
退職(六月三十日)  
経済土木課長 渡辺平二  
昇格(七月一日)  
経済土木課長 揖斐 勇

### 農業委員会委員一般選挙について

選挙が次により行なわれます。

- 1 期日 昭和四十一年七月十五日 (予定)
- 2 告示 昭和四十一年七月八日 (予定)
- 3 立候補の届出期間 昭和四十一年七月八日から七月十一日まで
- 4 立候補届出に必要書類
  - ① 候補者届出書
  - ② 候補者が届出する場合の添付書類

- 1、政党内に属している場合は所属政党(政治団体)の証
- 2、候補者となることができない者でない旨の宣誓書
- 3、農業委員会等に関する法律第八條第一項第二号の被選挙権を有する旨の証明書
- 4、戸籍謄本又は戸籍抄本

### 農家のみなさん

#### 七月十五日は農業委員の選挙が行なわれます

農業委員は農業者の代表です。こんど選挙される委員は三年間、わたり選挙される代表として「農業者の利益を守る農政活動」「農地事務の適正な処理」「新しい農業技術の導入と経営改善の推進」「農業構造改善事業の推進」などみなさんの農業経営と生活に直接大きな影響をあたえる仕事を担当する重要な任務を持っており、ですからこんどの選挙では、みなさんの経営や生活をよりよくするために、さらに大きくは部落や村の農業振興のために、このような主要な任務を果すのにふさわしい、立派な意見と活動力のある人を選ぶことが大切です。

選挙に当っては次のような人を選びましょう。

- 一、みなさんの意見をつねによくきいてくれて、また地域の農家の実態をよく知っていて、それらの問題を村の農業行政に反映させ、農家の利益を守ってくれる人。
- 二、農家の動きや、近代的な経営技術にも知識を持ち、進んでこれを取り入れる工夫のできる人。
- 三、実力が盛んで農業の近代化などすべての仕事に積極的に取り組む人。
- 四、人格が円満でしかも正義感が強く公正な人。

次のような人は農業委員として不適任です。選ばないようにしましょう。

- 一、名誉心ばかり強く、委員の肩

- ハ、政党内に属している場合(政治団体)証明書
- ニ、候補者となることができない者でない旨の宣誓書
- ホ、農業委員会等に関する法律第八條第一項第二号の被選挙権を有する旨の証明書
- ヘ、戸籍謄本又は戸籍抄本

### 永久選挙人名簿について

このことについては、既にテレビ、新聞等で御承知かと思いますが、この年度選挙法が改正され永久選挙人名簿を採用することとなりました。調査の方法といたしましては、

- 一、農業近代化についての抱負のないに部落内の年功序列的な順回りに立候補したような人。
- 二、独断的でみなさんの意見をきいてくれない人。
- 三、農地ブローカー的な人やボスの人。
- 四、自分の利益だけしか考えないような人。
- 五、自分の利益だけしか考えないような人。

農家のみなさん、農業はいまや「大きな転換期」に入っており「われわれ農業者自身が創意工夫して近代的な農業経営を築きあげなければなりません。村、県、国に對しては、農業政策の拡充強化をたえず要求してゆかなければなりません。

この大切な時期に、みなさんの代表として選ばれる農業委員ですから、「だれを選ぼうか」と真剣に考え、たのむる選挙運動や情実にもまごわされず、立派な人を選びましょう。 農業委員会事務局

国民年金制度からとり残されないために

国民年金制度は社会保障の環として老後の幸を因るためにできた保険制度です。

したがって将来支給される老令年金は恩給や、厚生年金、共済年金と同じように一定の資格期間がなければなりません。

国民年金では二十五年度の保険料納付期間が必要とされていますが制度が実施された昭和三十六年四月にすでに三十歳を過ぎている人は特別に期間が短縮されています。

短縮された期間とは本人が満六十歳になるまでの年数から猶予期間の四年を差引いた期間です。その期間を年金をうけるに絶対必要なものから、この制度ができてから四年の四月で四年を経過しているのですからすでに余裕期間を超えているわけですが、

云いかえればあなたが正五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生れたらであれば(昭和四十年)の誕生日の月から保険料を納めなければ資格期間が足りなくなり将来老令年金をうけることができず。

国民年金は義務加入です。国民として老後の年金がうけられないようなことがないようこの制度を理解をいただきますに部落の国民年金委員又は役場に届出て保険料を納めて下さい。

村外へ転出される時は必ず移動証明と国民年金手帖を持って下さい。

住民課

### 有線放送の試験放送を七月一日夜七時四十五分より十五分間行ないます

#### 実印はあなたの財産

わが国の行政は「ハンコ行政」と言われ、あらゆる書類に印鑑を必要とします。印鑑を持って行かなくなると、用事がたりなかつた、と言ふことをしばしば経験されることと思ひます。

たった一つの小さな印鑑。しかしその小さな印鑑が実印として登録されると、使い方一つでその人の生活や、財産を左右する大きな力を持つこととなります。

一つの印鑑をめぐって、財産相続、土地の売買、金銭の保証、などの場面で深刻なトラブルの起ることがあります。

「実印」

前もって市区町村長にその印鑑を届け出ておき、必要の際には印鑑証明書を求め得る印鑑。一人一個だけ所有し得る。

「印鑑証明」

市区町村長などが提出して、ある印鑑と照合して印影の真正を証明すること。

(広辞苑 新村 出版)

印鑑証明書は、土地の登記、各種資金の借入れ、自動車の登録など広く使われ、昨年は約二千二百枚交付されました。

この印鑑証明書の交付について、湯東村印鑑条例第五條「印鑑に関する申請、届出、請求、その他の

### 農薬による危害防止

#### 運動に備えまして

最近盛んにラジオ、テレビで農薬に関する人体に及ぼす害について伝えられておられますが、ここでさらに皆様と一緒に考えて参りたいと存じます。農薬は戦後外国から続々と輸入され現在販売されているものだけでも百種以上あり、その病害虫に対する効果、使い方の薬害などもなかなかに複雑で使用するには高い知識と技術が必要になってきております。使い方を誤ると作物だけでなく、人や家畜にも害を与える場合もあるので農薬については絶えず研究していかなくてはならないように感じます。

このことは農協関係の皆様と共に日常普及に御研究のことと存じます。ここでは保健衛生の面より少し述べさせていただきます。

農薬にはその用途に応じていろいろ有害物質が使われて有機燐剤(パラチオンなど)の中毒が多く発生しております。一口に言えますことは水俣病などの一時騒がれましたものも工場の際液である有機水銀による人体に及ぼした害であったといわれています。そして阿賀野川下流にお

### 児童扶養手当等の一部改正

- 児童扶養手当法及び重度精神障害児扶養手当法が次のとおり一部改正されました。
- 児童扶養手当法
- 1 手当額の引上げ、42年1月より
    - 児童一人の場合月額 一〇〇〇円を一四〇〇円に
    - 児童二人の場合月額 一九〇〇円を二〇〇〇円に
    - 児童三人以上の場合月額 二〇〇〇円にその児童のうち二人を除いた児童一人につき四〇〇〇円を加算した額に引上げられた。
  - 2 所得による支給制限の緩和
    - 41年5月より
    - (イ)本人の所得制限
      - 二十二万円にその扶養児童一人に四万円を加算した額とあつたものを二十四万円に扶養児童一人に四万円を加算した額と改正された。
    - (ロ)配偶者の所得制限
      - 扶養義務者の所得制限がされた。
    - (ハ)扶養義務者の所得制限
      - 扶養義務者一人の場合 四七四、五〇〇円
      - 扶養義務者二人の場合 五二一、七五〇円
      - 扶養義務者三人の場合 五六九、〇〇〇円
    - 四人以上は省略させていただきます。
  - 3 重度精神障害児扶養手当法
    - 従来重度精神障害児について重度精神障害児扶養手当を支給するにあつたものを精神又は身体に重度の障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給すると改正され支給範囲が拡大された。手当額、支給制限額の改正は児童扶養手当法と同じです。
- 児童扶養手当を受給している世帯は全国で一六九、五〇〇世帯で新潟県では四、四〇〇世帯であります。また重度精神障害児扶養手当受給世帯は新潟県で四七九世帯です。
- 厚生課

# 農家メモ

## 農業近代化資金融資 制度の改正について

土木経済課

昭和三十六年十一月十日に農業近代化資金助成法が制定されて以来、農家の方々の資金利用も年々急増しつつありますが、途中三十八年四月一日に法律が改正され、今さらさら四十二年五月十一日をもって法律第二十号をもって改正されました。

桑およびアスパラガス(植栽資金の貸付対象樹種と同)である。したがって果樹についてには特に樹種を制限しない。

いままでもなく農業近代化推進のための資金であり、従ってこの資金の活用当っては十分な近代化計画を各指導機関の指導のもとで樹立しその計画にそって活用していただかねばなりません。次に今回改正になった主な点を上げますと、

①、資金使途  
果樹等の育成の過程で必要となる肥料代、農薬代、小農具その他の器材材料代、賃借料、雇傭労賃等の直接的現金経費とする。(自家労賃、自家生産資材等の評価部分は認めない。)は農協ウ、その他詳しいことは農協又は役場へお聞き下さい。

②家畜育成資金

ア、貸付対象家畜

資金の種類	利率
一号 農舎、畜舎等の施設関係	年六分
二号 農業用機械に必要な資金	年六分
三号 果樹、オリーブ、ホップ、アスパラガスの植栽及び育成に必要な資金	年六分
四号 家畜の購入又は牛、豚の育成	年六分
五号 耕地防風林の造成に要する資金	年五分五厘
六号 農林大臣の定める規模をこえない農地又は牧野の改良と道	年五分
七号 果樹の整備資金	年七分
セツト以上を二つ以上組合せたもの	年六分

特別に新たに設けられた。

①育成資金が新に設けられた。

ア、貸付対象樹種  
果樹一般、オリーブ、茶、

イ、衛生費、賃借料、種付料、雇傭労賃等の直接的現金経費とする。(自家労賃、自家生産資材等の評価

部分は含めない。)  
ウ、貸付条件  
(イ)償還期間 五年以内  
(ロ)償還期間 二年以内  
(ハ)据置期間 一年以上

④家畜の樹種によりとくに差を設けることほしない。  
ニ、貸付対象期間、貸付額および貸付限度額  
貸付対象期間および一頭当りの標準貸付額は特に定め

ないが、次の基準を参考のうえ、地域の実情、農家の飼養の実態等を勘案し調査必要な育成資金を貸し付けるとする。

畜種	育成期間	育成期間を通ずる現金支出分
搾乳牛	28ヶ月	10万円
繁殖用肉牛	28ヶ月	5万円
繁殖豚	13ヶ月	5万円

貸付限度額は二〇万円まで。但し、知事の特認がある場合は五〇〇万円まで。  
⑤農村環境整備資金も新設

①貸付対象施設  
診療施設、農事放送施設、水道施設、集金施設、研修施設、託児施設。

②借受資格者  
ア、農事組合法人(農業を営むものを除く)、農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会、たばこ耕作組合、五割会社。  
イ、法人でない団体であつて、農業を営む団体が主たる構成員となつておりかつ、代表者、代表権の範囲その他農林大臣の定める事項に

ついて規約を有しているもの。(法人格なき社団の形態のもの。)

尚参考まで今年度今迄の資金借受承認申請書等の申込、提出期限をお知らせしますので期限におくることがなく計画立案等を行つて下さい。又村においても農業近代化資金制度推進協議会を中心にこの制度の円滑なる運営をはかる為、農業近代化資金承認申請書の審査

⑦金融機関及び借入者に対する助言指導(現地指導を含む)  
⑧その他この制度運営に関する事項を推し進める計画です。

期	開催日	開催場所
第5期	1月20日	1月31日
第4期	11月10日	11月20日
第3期	8月25日	9月5日
		9月15日
		11月27日
		2月7日

「農業簿記講習会の開催について」  
経済士不課

「自立経営の育成」や「協業経営の助長」さらに「営農集団活動の展開」等が進むに従い、農業簿記はますます重要になってきています。このたび別記開催要領により講習会が開催されます。については参加希望の方は経済士不課へ申し出下さい。

一、開催趣旨  
農業簿記の理論と実務について現地指導者、中堅農家を対象として講習を行ない、農業簿記の知識の向上と普及の推進に資す

二、期日 七月二十五日(二十七日(三日間))  
三、場所 農研会館(長岡市農試内)  
四、講習科目 自計式農業簿記(理論と実務)  
五、講師 京都大学農学部教授 桑原正信氏 京都大学農学部農業簿記研究施設 藤村明利氏  
六、受講予定人数 県下一〇〇名  
七、受講費  
①宿泊を希望する場合は一泊二食付七〇〇円×二泊 一、四〇〇円  
②テキスト代 二九〇円  
経費については村で一部補助を行なう予定である。

八、受講申込手続き  
受講希望者は七月十六日まで経済士不課まで申込下さい。  
(宿泊の有無を明確に)

## 天気予報

⑦7月概況  
梅雨前線が日本付近に停滞し大雨の降る所が有ります。又北方からの寒気の影響で北日本で低温となる時期がある見込みで、北陸でもこの影響を受けることがありそうです。つゆは中旬(下旬にかけて、その後夏らしい天候となりましよう。月の平均気温は平年並か低め、降水量は多め、又日照は少なめの見込みです。

⑧8月概況  
月はじめは一時寒気が入りますが、その後は夏型の天候となりましよう。しかし月中には夏型の気圧配置がよまわり涼しくなる見込みです。下旬から九月はじめにかけては暑い日が多いでしょう。日本に影響する台風は二、三年並か高め、降水量は地域差がありますが、おおむね多め、又日照も多めの見込みです。